

労働保険の成立の手続きをされた事業主の皆様へ

労働保険成立後は、毎年6月1日～7月10日の間に「年度更新」という手続きを行い、労働保険料を納付して頂く必要があります。

労働保険の「年度更新」とは、概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付の手続きです。

労働保険の年度更新手続きを 電子申請でやってみませんか？

熊本労働局労働保険徴収室内に「電子申請体験コーナー」を設置しております。使用方法の説明を受けながら、実際に専用端末を使用して電子申請体験ができます。

労働保険の電子申請を始めてみようかとお考えの方、体験だけでも、ぜひお気軽にお越しください。



電子申請でカンタン・便利に！

メリット
1

窓口へ出向く必要がありません！

年に一度の申告を、24時間いつでもご自宅、オフィス等から、インターネットに接続されたパソコンを使って行うことができます。

メリット
2

金融機関の窓口へ出向く手間や待ち時間が解消！

インターネットバンキング・ATMでの入金などの電子納付が利用可能です。

メリット
3

必要事項の入力漏れを防げます！

入力項目のチェック機能等、電子申請ならではの機能もあります。

メリット
4

**年度更新のお手続きは翌年度の申告時に、
前年データが自動入力されます！**

手続きの記録が電子媒体で残せます。



★まずは、お電話ください。完全予約制です。★

場 所：熊本労働局 労働保険徴収室

熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階

電 話：096-211-1702

受付時間：9時～12時、13時～16時



イメージキャラクター：ペパレス執事